

タイ

小原英志弁護士 [プロフィール](#)
提供: Tilleke & Gibbins

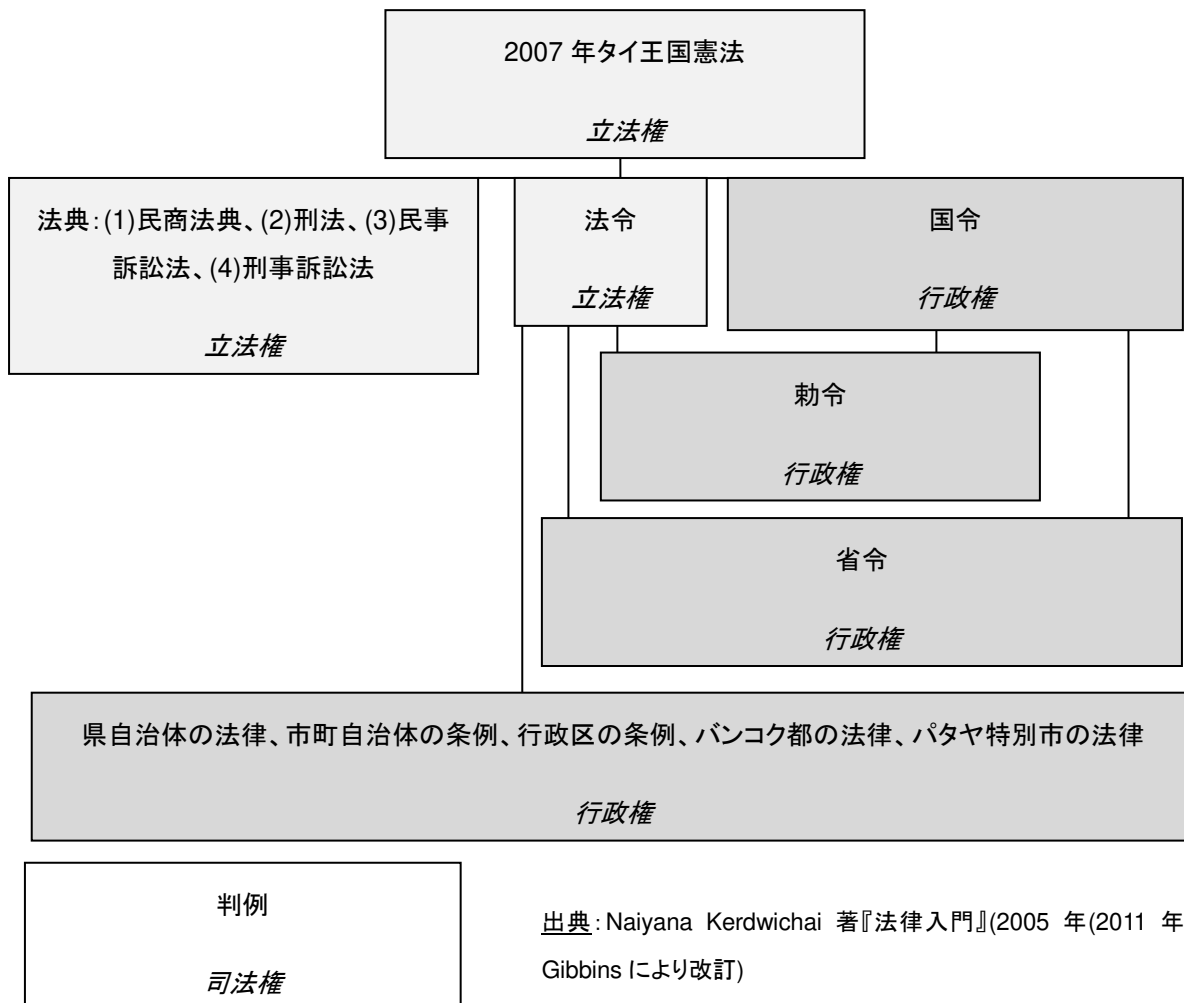
和訳: 八木浩史弁護士 山田裕貴弁護士
伊東有理子弁護士 小西かおり弁護士
若林順子弁護士

1. イントロダクション

1.1 タイの法制度の概要を教えてください。タイの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法大系のいずれに基づきますか。

タイは、民商法典、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の四つの主たる基本法を有する大陸法系の国である。また、タイは、憲法及び二国間又は多国間の協定や条約により規律されている。

タイにおける法的権限の序列は、一般的に以下に記載するとおりである。



出典: Naiyana Kerdwichai 著『法律入門』(2005年(2011年に Tilleke & Gibbins により改訂))

1.2 タイでは、裁判所はどのように構成されていますか。

すべてのタイの裁判所は国王の名の下に機能し、憲法及びその施行法を根拠に存在している。重要なのは、タイの法制度においては陪審裁判を受ける権利は保障されておらず、事件は裁判官により裁かれることである。

2007年憲法は、四つの裁判所制度を承認している。

1. 現行法が憲法に抵触するか否かを巡る問題に対処する憲法裁判所
2. 税務、労働、知的財産、国際貿易、破産等を含む民事事件や刑事事件を審問する司法裁判所
3. 民間企業と国有企業との間の行政争訟及び国有企業同士の行政争訟を扱う行政裁判所
4. 軍当局者が関与した刑事事件を扱う軍事裁判所

行政裁判所は、政府機関又は国家公務員と私人又は民間企業との間の紛争及び政府機関又は国家公務員同士の紛争を裁く権限を有する。重要なことに、これは行政裁判所が政府機関との契約に関する紛争を裁判する権限を有していることを意味する。行政裁判は二審制となっており、行政裁判所での裁判結果については最高行政裁判所に上訴することができる。

司法裁判所は、通常裁判所と特別裁判所から構成されている。通常裁判所は、管轄ごとの民事裁判所及び刑事裁判所により構成されている。特別裁判所には、次の五つがある。

1. 少年・家庭裁判所
2. 労働裁判所
3. 租税裁判所
4. 中央知的財産権・国際通商裁判所
5. 中央破産裁判所

通常裁判所(民事裁判所及び刑事裁判所)は三審制をとっており、(1)第一審裁判所は、すべての民事及び刑事事件について普通又は特別管轄権を有し、(2)控訴裁判所は、第一審裁判所の上級審として、法的問題及び事実問題につき判断を行い、(3)ディカ(最高)裁判所は、第一審裁判所及び控訴裁判所の上級審として、法的問題及び事実問題につき判断を行う。少年・家庭裁判所を除く特別裁判所に関しては二審制となっており、第一審裁判所からの上訴は、直接ディカ(最高)裁判所によって審理されることになる。

1.3 タイでは弁護士はどのように組織されていますか。

タイの法律専門家はタイ国民に限られているが、1972年に最初の外国人労働法が可決された際に終身労働許可証を取得した外国人弁護士は、引き続き法的助言を提供することが許されている。

一般的に、タイの弁護士は3段階に分けて考えることができる。

まず、法的助言を提供するといった弁護士業務を行うためには、タイ弁護士会の承認を受けた機関が発行した学士号を有していなければならない。

次に、裁判所で訴訟を行うためには、上記に加えてタイ市民権、法的経験を有し、弁護士試験に合格しなければならない。これは、(1)弁護士事務所で1年間研修し、続いて試験を受ける方法、あるいは(2)事前に試験を受け、6か月間の法律研修を受けて、それから追試験を受ける方法のいずれかの方法で達成できる。

さらに、訴訟を行うことを希望する者は、上記に加えて法律家協会による1年間の履修を経て法廷弁護士の学位を取得することができ、かかる学位取得は裁判官や検察官を目指す者にとって必須とされている。

弁護士は、個人事業主として業務を行っても良いし、パートナーシップ又は会社形態で業務を行っても良い。国際的な法律事務所の大多数とバンコクにあるタイの大手法律事務所の多くは会社形態で業務を行っているが、地方には個人事業主として業務を行っている弁護士も多数存在する。弁護士は、自営業のほか、企業内弁護士、政府内弁護士、裁判官その他の多様な法律関連の職業に従事する者として働くことができる。

弁護士会は、仏暦2528年(1985年)弁護士法により、弁護士の職務活動や職務行為を規制する規則を制定する権限を付与されており、弁護士がかかる規則に反すれば職務上の非行となる。特定の弁護士に対して職務上の非行に関する懲戒請求がなされると、弁護士会は懲戒請求の内容を調査させるために3名の委員で構成される委員会を指名する。当該委員会が当該懲戒請求を妥当と判断した場合、事件は綱紀委員会に送られることになる。

1.4 タイでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

通常、国際的な法律事務所から請求される弁護士費用は、地方の個人開業弁護士や地方の比較的小さな法律事務所の地方弁護士から請求される弁護士費用よりも高額である。国際的な法律事務所は通常時間給で課金するのに対し、地方弁護士は固定報酬又は成功報酬に基づいて稼働する傾向にある。国際的な法律事務所は、成功報酬制によると結果的に依頼者との間で対立が発生することも多いことから、成功報酬制を避けるのが一般的である。

2. 事業を行うための組織

2.1 タイ国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、タイ国内に事業組織を設立する必要がありますか。

タイの事業に対する海外直接投資を規律する最も重要な法律は、仏暦2542年(1999年)外国人事業法

(FBA)である。

外国人事業法において、「外国人」とは、以下を意味する。

- ・ タイ国籍を有していない自然人
- ・ タイ国内で登記していない法人
- ・ タイ国内で登記している法人であるが、上記二つの区分に該当する者により資本である株式が半数以上保有されている法人、あるいは上記二つの区分に該当する者によりその法人の全資本の半分以上が投資された法人
- ・ タイ国籍を有していない自然人が業務執行社員又は支配人である、登録された合資会社又は合名会社

外国人事業法は、規制対象事業の種類を三つのリストにして規定している。

- ・ リスト1は、外国人に厳格に禁止される事業であり、これには9種類の事業活動がある。
- ・ リスト2は、内閣の承認を得ない限り外国人に禁止される事業である。外国人は、タイ人又は外国人事業法上外国人とみなされない法人が、当該外国法人の資本の40%以上の株式を保有している場合にのみ、リスト2に記載の事業を営むことができる。この点、相当な理由が無い限り、大臣は内閣の承認を得て当該比率要件を軽減することができるが、それでも当該比率は25%を下回ってはならず、また、タイ人取締役数が全取締役数の5分の2を下回ってはならないとされている。このリストに含まれる事業活動は、国家安全保障に係るものや、文化、伝統習慣、地場工芸、天然資源や環境に影響を及ぼすものであり、これには13種類の事業活動がある。リスト2の事業を行おうとする外国人は、省令に規定された規制と手続に従い、大臣に申請しなければならない。内閣が申請を承認すれば、承認が与えられた後15日以内に、大臣により許可書が発行される。大臣は、内閣が提示する条件又は外国人事業法18条に基づいて発令される省令に規定される条件を許可書に付することができる。
- ・ リスト3は、事業開発局(DBD)局長の承認を得ない限り外国人に禁止される事業である。このリストに含まれる事業活動は、タイ国民に外国人との競争準備がまだ整っていないものであり、これには21種類の事業活動がある。リスト3の事業を行おうとする外国人は、外国人事業法18条に則り許可を申請しなければならない。局長は、許可が与えられた後15日以内に許可書を発行する。なお、局長は、外国人事業法18条に基づいて発令される省令に規定される条件を許可書に付することができる。

外国人事業法の下では、最低資本の合計が1億タイバーツ(THB)未満、又は1店舗当たり最低資本が2000万タイバーツ未満である、すべての種類の商品の小売業が同法リスト3の14号で規制されており、1店舗当たり最低資本が1億タイバーツ未満である、すべての種類の商品の卸売業が同法リスト3の15号で規制されている。さらに、外国人事業法リスト3の下では、ほとんどのサービス事業が外国人に禁止されている。上記のとおり、しかるべき資格なく規制対象事業を行うことは、外国人事業法の下では犯罪行為とされて

いる。

もっとも、一般的に外国人事業法は、投資委員会(BOI)の推進活動又はタイ工業団地公団に関する法に基づいて行われる事業活動に影響を及ぼさない。言い換えれば、新規の外国人事業について、投資委員会の推進に関する法の下で投資推進を申請すること、あるいはタイ工業団地公団に関する法の下で事業許可を申請することは可能であると言える。これらの法により資格が与えられた事業については、タイ人の最低所有率、投資額、あるいは許可される活動といった条件のうち、いずれの条件を当該事業に対して定めるべきかが、関連法規や行政官庁によって決定される。当該事業がこれらの承認機関のいずれかの承認を取得した場合、当該事業はその後、外国人事業法 12 条に従って局長が定めた方法に則って証明書の申請をしなければならない。なお、かかる申請手続は、承認手続と言うよりは事務手続と言える。

なお、外国人事業法の下での外国人所有制限は、米国民や、タイが自由貿易協定を締結している国の国民(日本国民はこれに含まれる。)には適用されない。

また、タイは 2007 年 11 月に日タイ経済連携協定(JTEPA)に署名している。そして、日タイ経済連携協定の下では、日本人所有のタイ法人は日本人持分が 50%を超えることを許され、外国人事業法の下での外国人営業資格の対象とならないまま、日タイ経済連携協定に規定された条件に従って次の八つの事業に従事することができる。

- ・ 小売業
- ・ 卸売業
- ・ 広告業
- ・ ホテル業
- ・ 飲食業
- ・ 一般経営コンサルタント業
- ・ ロジスティックス業(運送業除く。)
- ・ 家庭用電子機器修理・メンテナンス業

2.2 タイではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

事業組織の主な形態は以下のとおりである。

- ・ 個人事業主(Sole proprietorship)
- ・ 通常パートナーシップ(非登記)(Unregistered ordinary partnership)
- ・ 通常パートナーシップ(登記)(Registered ordinary partnership)
- ・ 有限責任パートナーシップ(Limited partnership)
- ・ 駐在員事務所(Representative office)
- ・ 地域事務所(Regional office)

- ・ 外国法人の支店(Branch office of foreign company)
- ・ ジョイント・ベンチャー(Joint venture)
- ・ 有限責任会社(Limited company)

タイ人か外国人かを問わず、いかなる者も、外国人事業法が定める制限に抵触しない限り、個人事業主、パートナーシップ、駐在員事務所、地域事務所、外国法人の支店、ジョイント・ベンチャー、又は有限責任会社の形で、事業を行うことができる。

2.3 各事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどの程度ですか。

個人事業主

個人事業主の場合、事業主のすべての資産、事業、及び私有物が、事業に関係するか否かにかかわらず差し押えその他の法的行為の対象となる。個人事業主は、納税者番号及び適用のある場合には付加価値税証明書を取得しなければならない。また、個人事業主の一部は、商務省で商業登記証明書を取得しなければならない。バンコク以外では、非タイ人個人事業主の登記にはより長い時間がかかる可能性があるが、これは登記官が外国人事業法の規制及び免除規定に照らして当該事業活動が外国人が単独でも適切に従事できるものであるかどうかを確認しようとするためである。

パートナーシップ

タイでは、3種類のパートナーシップが認められている。

- ・ 非登記通常パートナーシップ
- ・ 登記通常パートナーシップ
- ・ 有限責任パートナーシップ

これらのパートナーシップは、主にパートナーの責任の点で異なっている。タイの内国パートナーシップは、各外国人パートナーにつき2人のタイの自然人又は法人格のある者が所属しているパートナーシップと定義され、実務上あらゆる形の事業に従事することができる。

外国人を業務執行パートナー又は業務執行者とするパートナーシップ、又は、外国人の出資が全出資の半分以上を占めるパートナーシップは外国パートナーシップとされ、外国人事業法が適用される。

非登記通常パートナーシップ

非登記通常パートナーシップは、パートナーシップのすべての法的義務及び債務につき、すべてのパートナーが共同で責任を負うパートナーシップである。商務省に登記はされない。したがって、この種類のパート

ナーシップは法的主体(法人格のある者)ではなく、パートナーシップは個人に適用される税率で税金を支払うことになる。歳入規則では、非登記パートナーシップは法人格を有さないものの、税法上は独立した事業体として扱われる。すなわち、パートナーシップ自体(パートナーではない)が個人の税率で税を支払うことになる。しかし、パートナーが、パートナーへの分配利益ではなく給与を受け取っている場合は、かかる給与について個人的に所得税を支払う責任を負うことになる。パートナーシップが事業体として税を支払う以上、パートナーは分配利益について再度税を支払う必要は無い。各パートナーは金銭、資産、又はサービスの形でパートナーシップに出資しなければならない。サービスにより出資をする場合で、パートナーシップ契約がサービスの価額を定めていない場合、現金その他の有価資産による出資をした他のパートナーの平均持分割合と同等の出資をしているとみなされる。

登記通常パートナーシップ

登記通常パートナーシップは、商務省に登録され、各出資者とは独立した別個の人格を備えた法人格を有する事業体である。非登記通常パートナーシップと同様に、パートナーシップのすべての義務・債務につき全パートナーが共同で無限責任を負う。このパートナーシップは、パートナーシップの主たる事業所が所在する地区の登記所又はバンコクにある商務省の商業登記サービス事務所で登記されなければならない。登記通常パートナーシップのパートナーは、実際に取引に参加していない場合であっても、パートナーシップの第三者に対する裁判上の申し立てや権利を主張することができる。パートナーシップの義務に関するパートナーの責任は、パートナーシップを脱退してから2年経つと消滅する。

有限責任パートナーシップ

有限責任パートナーシップは、1名以上のパートナーが自己の出資額を限度とする個人責任を負い、かつ、1名以上のパートナーがパートナーシップのすべての義務について無制限の共同責任を負うパートナーシップである。

登記通常パートナーシップと同様、有限責任パートナーシップも、パートナーシップの本店がある地区の登記所で登記されなければならない。また、バンコクでは商務省の商業登記サービス事務所で登記することができる。登記前の有限責任パートナーシップは、法律上は通常パートナーシップであり、パートナーシップのすべての義務についてすべてのパートナーが共同かつ個別に責任を負うことになる。

有限責任パートナーシップのパートナーシップ名には、有限責任パートナーの名前を入れてはならない。パートナーシップ名に有限責任パートナーの名前が入れられた場合、その者は第三者に対して無限責任パートナーと同じ限度で責任を負うことになる。有限責任パートナーの出資は、現金その他の有価資産でなされなければならない。有限責任パートナーがサービスだけを出資することはできない。有限責任パートナーに対しては、パートナーシップの利益からのみ配当金又は利益を分配することができる。一般的なルールとして、有限責任パートナーシップは無限責任パートナーのみによって運営され、パートナーシップの経営に積極的に参加する有限責任パートナーは、パートナーシップの義務につき無制限に共同責任を負うことになる。

概して、事業組織としてパートナーシップの形をとることはタイ人の間では一般的であるが、会社ではなく個人の立場に基づく組織であるため、海外投資家の間では一般的ではない。タイ法で認められているこの 3 種類のパートナーシップは、大部分の外国人投資家のニーズには合わないものとなっている。投資に関する事業の多くは外国人事業法に抵触するため、投資委員会もパートナーシップの利用を推奨していない。さらに、パートナーシップの所有者及び支配権に変更があった場合には、パートナーシップの優良性やパートナーシップに対する許認可を失わせる可能性もある。

登記パートナーシップ又は有限責任パートナーシップで 3 名以上のパートナーを有するものは、有限責任会社に転換することができる。転換するには、全パートナーが同意した日から 14 日以内に、登記所が全パートナーからの同意書面を受領しなくてはならない。さらに、転換を少なくとも 1 以上の地方紙で公表し、パートナーシップの債権者全員に対して通知を行って転換の提案を知らせるとともに、異議のありうる債権者に対しては、通知を受け取ってから 30 日以内に転換への異議を送付するよう求めなければならない。異議が出された場合、パートナーシップは、義務の履行が済んでいる場合又は異議ある債権者に担保が提供される場合でなければ転換することができない。

駐在員事務所

駐在員事務所は、国際貿易事業を営む外国会社がタイに有する事務所と定義されている。タイの駐在員事務所は、利潤追求又は営利の事業に従事することはできない。駐在員事務所の活動範囲は許可された活動に限定され、それを超えると多額の納税義務が発生しうる。活動範囲を超えた場合のリスクとしては、親会社や関係会社の収益がタイで得られたものとみなされ、課税対象となることがある点が挙げられる。

駐在員事務所が、本社に代わり商品を売買するといった、許可されていない活動に従事した場合、タイで事業を行っていると同みなされ、タイで得た収益のすべてがタイでの課税対象になりうることになる。また、駐在員事務所は第三者の代理として行動することはできない。このような事業又は収益活動は、駐在員事務所の設立・運営許可の条件に反し、許可の剥奪にいたる可能性がある。

駐在員事務所が、タイにおいて、他人に対するサービスを提供することなく、禁じられた活動を避けながら許可された活動のうちの一つ以上の活動を行っている場合には、タイの課税対象とならない。このような駐在員事務所は、タイでの費用を支払うために本社から補助を受けていると理解され、駐在員事務所が本社から受け取っている全収入は、法人格を有する者を対象とする所得税の計算において収入に含まれないとされる。

タイの課税は受けないとしても、すべての駐在員事務所は法人税 ID 番号を取得し、所得税の納税申告書と監査済財務諸表を歳入庁に提出する必要がある。また、同じものを商務省事業開発局にも提出する必要がある。

駐在員事務所の活動範囲

「国際貿易事業」とは以下の活動を意味する。

- ・ 本社がタイで買い付ける商品やサービスの供給源を発掘すること。
- ・ 本社が製造を行うためにタイで購入した商品の品質及び数量をチェック並びに管理すること。
- ・ 本社がタイの代理店又は消費者に販売する商品に関して、さまざまな面でアドバイスすること。
- ・ 本社の新商品や新サービスについて情報発信すること。
- ・ 本社に向けたタイのビジネスに関するレポートを作成すること。

国際貿易事業は、外国人事業法のリスト 3 に掲げられるサービス活動とみなされるため、駐在員事務所の設立に際しては、商務省事業開発局長の外国人事業許可を取得しなければならない。

駐在員事務所に要する費用

駐在員事務所の申請費用は 2000 タイバーツで、これは返還されない。申請が許可された場合、登記資本金 1000 タイバーツ(端数は切り上げ)につき 5 タイバーツ(最低 2 万タイバーツ最高 25 万タイバーツ)を政府手数料として支払う必要がある。

駐在員事務所の税法上の扱い

駐在員事務所は、計算上の数字がゼロである場合であっても、法人税 ID 番号を取得し、所得税の納税申告書と貸借対照表を提出しなければならない。各外国人及び現地職員は、納税者カードを取得して個人所得税を支払わなければならない。

地域事務所

地域事務所は、多国籍企業が、その本社が登記されている国以外で設立した事務所であり、当該事務所が、設立された国の法令上法人格を持つ者として登記されていないものをいう。

地域事務所に認められている活動範囲

地域事務所は、以下の活動に従事することが認められている。

- ・ 本社に代わって、地域事務所と同じ地域の支店又は子会社の活動につき、連絡、調整、監督すること。
- ・ 本社の支店及び子会社に対し、助言、管理、人材育成及び研修、財務管理、マーケティング管理及び販売促進計画立案、商品開発、R&D 等のサービスを提供すること。

重要な点としては、上記の活動から収入を得ることができない点が挙げられる。地域事務所は、販売注文を受けたり販売のオファーをしたりすることはできず、事務所が設置されている国で、いかなる個人又は法人格を有する者との間でも契約について交渉又は締結することができない。上記活動に伴って地域事務所に発生するすべての費用は本社が負担することになる。すなわち、本社が唯一の資金源となるのである。

上記の地域事務所に認められている活動は、外国人事業法のリスト 3 のサービス活動とみなされるため、地域事務所の設立には、商務省事業開発局長による外国人事業許可が必要である。

地域事務所に要する費用

地域事務所の申請費用は 2000 タイバーツで、これは返還されない。申請が許可された場合、登記資本金 1000 タイバーツ(端数は切り上げ)につき 5 タイバーツ(最低 2 万タイバーツ、最高 25 万タイバーツ)を政府手数料として支払う必要がある。

地域事務所の期間

地域事務所は政府手数料が支払われた日から許可を得た期間に限り運営することができる。

地域事務所の税法上の扱い

税法上の要求としては、地域事務所は、計算上の数字がゼロである場合であっても、法人税 ID 番号を取得し、所得税の納税申告書と貸借対照表を提出しなければならない。各外国人及び現地職員は、納税者カードを取得して個人所得税を支払わなければならない。

支店

タイにおいて契約プロジェクト等の事業を行うことを計画している外国会社は、通常、プロジェクト遂行のために支店を設立することになる。外国会社がタイで事業を行うために支店を設立する場合、登記等を行う義務は特に課されていない。しかし、大部分の事業活動は、活動の開始前に特別な規制又は許認可(付加価値税登録、納税者 ID カード、商業登記証明、外国人事業許可等)が課される、一つ以上の法令の適用対象となる。したがって、外国人が事業を立ち上げる際には、一般的に適用される手続に従わなくてはならない。また、計画している活動が外国人事業法の対象に該当する場合、支店は活動に先だって外国人事業許可の申請をしなくてはならない。

ジョイント・ベンチャー

タイにおける有限責任会社で二つ以上の企業に所有されているものは、しばしばジョイント・ベンチャーと呼

ばれる。「ジョイント・ベンチャー」との単語は民商法典を始めとするタイの法令には出てこないが、この種の有限責任会社は法人化されたジョイント・ベンチャーと見ることができる。もう一つの種類のジョイント・ベンチャーは、法人化されていないジョイント・ベンチャーで、これは以下に述べるものである。

単独企業では遂行できないような契約プロジェクトでは、企業がジョイント・ベンチャーという形で他の企業と組むことが一般的であるが、タイの法令上、ジョイント・ベンチャーは法人格を有しない。ジョイント・ベンチャーは、ある会社と他の会社や法人格のあるパートナーシップ又は個人との間で契約を締結することで組成され、特定のプロジェクト又は特定の事業のためにのみ存続する。事業に従事することもあるが、登記はできない。もともと、歳入庁は、納税義務の目的上ジョイント・ベンチャーを法人格のある会社として扱っている。したがって、ジョイント・ベンチャーは、納税者 ID カードを申請しなければならない。さらに、ジョイント・ベンチャーが歳入規則の要件に当てはまる場合は、付加価値税登録も必要となる。

歳入規則上、ジョイント・ベンチャー出資者のうち 1 名以上は法人格のある事業体でなければならず、歳入庁はさらに、ジョイント・ベンチャーは以下の二つの要素を備えなければならないと定めている。

- ・ ジョイント・ベンチャーへの共同投資及びジョイント・ベンチャー契約に基づく利益分配・損失分担
- ・ ジョイント・ベンチャーと取引をする第三者に対する出資者の連帯責任

ジョイント・ベンチャーに参加する外国会社が出資者として事業に従事する場合、外国人事業法に基づく外国人事業許可の取得と、タイにおける支店の設置が必要となる。外国人出資者に対する事業許可において定められる条件は、上記と同様である。外国人出資者は、自身の納税者 ID カードを登録する必要は無いが、ジョイント・ベンチャー自体の登録は必要となる。外国人出資者の許可及びジョイント・ベンチャーの納税者 ID カードの許可のために必要な登録手続は、終わるまでに約 8 から 10 週間かかる。政府手数料は外国人出資者の事業許可申請に際し徴収されるが、登記資本 1000 タイバーツ(端数は切り上げ)につき 5 タイバーツ(最低 2 万タイバーツ、最高 25 万タイバーツ)となっている。

有限責任会社

タイの法令では、2 種類の有限責任会社—公開有限責任会社と私的有限責任会社が存在する。公開会社に関するルールは仏暦 2535 年(1992 年)の公開責任会社法にあり、同法はこの独立した事業主体の設立に関しても規定している。なお、私的有限責任会社の設立方法については、民商法典が規律している。

私的有限責任会社は、一般的に、タイでより永続的に事業を行うことを望んでいる場合に利用される。2008 年 7 月 1 日時点で、仏暦 2551 年(2008 年)の改正民商法典の下、有限責任会社は常に最低 3 名の株主がいることが要求される(以前は 7 人の株主が要求された)。有限責任会社を設立する最初のステップは商務省事業開発局に会社名を予約することであり、許可が下りた場合には、基本定款(Memorandum of Association)を届け出ることになる。これには以下の情報を記載する必要がある。

- ・ 会社の名前及び所在地
- ・ 会社の目的
- ・ 資本金、1株当たりの額面額
- ・ 各発起人(最終的には株主と呼ばれる。)の名前、住所、職業、及び発起人が申込んだ株式数

基本定款の登記にあたっての政府手数料は、登記資本 100 万タイバーツにつき 500 タイバーツ(最低 500 タイバーツ、最高 2 万 5000 タイバーツ)となっている。基本定款が承認され、すべての株式申込みが行われた後、発起人は株式申込者によって構成される設立総会を招集し、正式に会社を立ち上げることが要求される。設立総会では以下の事項を決定しなければならない。

- ・ 通常定款(定款)
- ・ 会社設立に際し発起人が締結した契約及び支払った費用の承認
- ・ 発起人への報酬支払(もしあれば)
- ・ 優先株式の発行数(もしあれば)、それについて発生する優先権の性質及び内容
- ・ 現金以外で全部又は一部の払い込みがなされて割当てられている普通株式又は優先株式の数(もしあれば)、払い込み終了とみなされる額の上限
- ・ 設立時取締役及び監査役の任命、取締役の権限の決定

設立総会開催の後、発起人は事業を取締役に委ねなければならない。取締役は、その後直ちに発起人及び申込人をして、現金払い込みの株式(25%以上)について設立趣意書、通知、広告、又は勧誘で定められた額を支払わせなければならない。そして、会社は法的主体(又は法人格を有する者)として登記されることになる。

すべての必要書類が完成し、すべての発起人、取締役及び株主が適切に署名した場合、上記の手続は 1 日のうちに完結できる。

有限責任会社の設立についての政府手数料は、登記資本 100 万タイバーツにつき 5000 タイバーツ(最低 5000 タイバーツ、最高 25 万タイバーツ)となっているが、これには種々の認証費用及び印紙税が含まれていない。

タイの有限責任会社は、株主に選任された取締役により構成される取締役会により経営が行われる。株主総会及び取締役会は民商法典又は会社定款の定めに従わなくてはならず、毎年の通常株主総会の開催が必要とされている。

なお、公開有限責任会社は、仏暦 2521 年(1978 年)の公開責任会社法に代わって制定された仏暦 2535 年(1992 年)の公開有限責任会社法で規律されており、新法は厳しい株式保有及び株主要件を撤廃している。

2.4 タイでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

前記 2.1 及び 2.3 参照。

2.5 各事業組織に関して生じる継続義務にはどのようなものがありますか。

前記 2.3 参照。

3. 会社

3.1 タイには、どのような種類の会社が存在しますか。

タイ法においては、(1)公開有限責任会社(公開会社)と(2)私的有限責任会社(非公開会社)の二つのタイプの有限責任会社がある。その他に認められている事業組織として、非登記通常パートナーシップ、登記通常パートナーシップ、有限責任パートナーシップ、外国で設立された会社の支店、駐在員事務所、地域事務所があり、後二者も外国会社の支店とみなされている。

3.2 会社の設立手続はどうなっていますか。

有限責任会社の設立手続は、会社名の予約、商務省への基本定款(Memorandum of Association (MOA))の届出からなる。会社は、最低 3 人の自然人の発起人(法人は発起人になることができない。)が合同で商務省に提出する申請書類に署名することによって設立されなければならない。

基本定款が承認され、すべての株式の発行が完了した後、発起人は、会社の定款(Articles of Association (AOA))の承認、取締役の任命、会社の署名権限者の確定、監査役の任命などをするための、株式引受人による設立総会を招集しなければならない。監査役は、タイにおいて資格を有する公認会計士でなければならない。

当該総会においては、発行される株式の数と当該株式に与えられる権利を決定し、各株式の払込金額(当初において最低でも 25%が払い込まなければならない。)を示さなければならない。

すべての必要書類が完成し、すべての発起人、取締役及び株主が適切に署名した場合、上記の手続は 1 日のうちに完結できる。

公開有限責任会社は、15 人以上の自然人の発起人によって設立することができる。発起人は、基本定款を作成し、登録機関に同様のものを登記しなければならない。基本定款が登記されると、発起人は証券取引法に従って、公衆又は特定の者に対して株式を売り出すことができる。引受株式数が目論見書又は公募文書に規定された数(基本定款に規定された株式数の 50%以上でなければならない)に達すると、主として、以下

の事項を検討するための創立総会が招集される。

- ・ 会社の定款
- ・ 発起人が会社の設立のために行った事項の承認及び会社の設立に要した費用の承認
- ・ (目論見書に規定されている場合には)発起人に支払われる金額の決定
- ・ (発行する場合には)優先株式の内容の決定
- ・ 払い込みが全額なされた場合に発行される普通株式又は優先株式数の決定
- ・ 取締役の選任
- ・ 監査役の選任及び監査報酬の決定

創立総会の招集通知は、引受株式数が規定された数に達した日から 2 か月以内かつ基本定款が登記された日から 6 か月以降に発行されなければならない。その後、取締役は、創立総会の日から 3 か月以内に会社を登記し、主として、会社の定款、株主名簿及び創立総会の議事録を登録機関に提出しなければならない。

3.3 少数株主が自己の利益を保護する手段について教えてください。

タイ会社法の下では、普通決議への賛成に係る株主の判断は過半数の得票によって行われ、特別決議を可決させるためには最低でも 75%の得票が必要とされる。また、定款に別途条件を定めることにより、株主は上記以外の方法によることを同意することもできる。例えば、一つの条件として、特定の事項(定款に規定される。)についてその決議のために少数派株主の同意を要求することが考えられる。なお、すべての株主は、株主総会の招集通知を受領し、会議に出席し、会議において投票を行うことができる。タイ法の下では、株主総会の招集通知は、少なくとも一度地方新聞において公表され、通常決議による承認を得る場合には少なくともその 7 日前、特別決議による承認を得る場合には少なくともその 14 日前に、すべての株主に対して書留郵便で送付されなければならない。

私的有限責任会社の株主又は公開有限責任会社の発行済株式数の 5%以上の株式を有する株主は、会社が取締役に対する責任追及を拒否した場合には、取締役が会社に与えた損害に対する賠償を求める権利を有する。

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規律は存在しますか。

タイの私的有限責任会社に適用されるコーポレート・ガバナンスに関する強制的な慣習等は存在しない。株式がタイ証券取引所に上場されている公開有限責任会社については、Securities and Exchange Act B.E. 2535(1992)(仏暦 2535 年(1992 年)証券取引法)の下で、取締役及び役員との義務と責任、並びに株主及び投資家の権利について、コーポレート・ガバナンスに関する慣習が、規制されている。例えば、証券取引法の下では、会社の取締役及び役員は、その責任及び相当な注意並びに忠誠心を以て自らの職務を遂行しなければならない。すべての法律、会社の目的、定款並びに取締役会及び株主総会の決議に従わなければならない。

い。

3.5 外資系タイ企業がタイ市場から資本・借入れを調達する上で、規制は存在しますか。

私的会社は、基本的に、株式又はその他の種類の証券を公衆に対して売り出すことを認められていない。外国人事業法の下で外資系のタイ企業が外国人事業許可を付与されている場合、タイでの事業運営のための最低資本金は 200 万タイバーツである。外国人事業法における外国人事業許可が必要となった場合には、会社は、少なくとも最初 3 年間の予想支出額の年平均の 25%又は 300 万タイバーツのいずれか高い金額の最低資本金を有していなければならない。外国人事業許可の下で強制的に課される条件の一つとして、事業で利用される負債による資金調達の合計が、株主又は事業主によって保有される資本部分の 7 倍を超えてはならないとの条件がある。

3.6 タイ企業は外国人を取締役(理事)に選任することができますか。

外国人もタイ有限責任会社の取締役(理事)に選任されることができる。外国人事業法リスト 2 に記載されている事業の実施許可を求めている企業の場合を除いて(この場合、最低でも取締役の人数の 5 分の 2 はタイ国籍でなければならない。)、一般的に、有限責任会社の支配人又は取締役となるにあたって国籍要件や居住地要件は課されていない。国籍に対する制限は、保険法、航空法、タイ船舶法、陸運法、旅行代理店業法のような特別法の下では適用されることがある。なお、タイ-アメリカ友好条約に基づいて設立された会社の場合、取締役の過半数がアメリカ合衆国民又はタイ国民でなければならない。また、公開有限責任会社については、その取締役会は 5 人以上の取締役で構成されなければならない。少なくともその半数の者はタイに居住していなければならない。

3.7 利益分配に関する規律は存在しますか。

タイ法によれば、会社の利益の配分は、すべての株主に対する配当金の分配によって行われ、これは会社の利益から支払われることとなる。ただし、積立金が会社の資本金の 10%又は会社の定款に規定されたこれより高い割合に達するまで、会社は配当金の分配ごとに、その純利益の 5%以上を積立金に計上することが条件とされている。配当金の分配は、各株主がそれぞれの株式について払い込んだ額の割合に応じて行われなければならない。

3.8 会社はどのような種類の株式を発行することができますか。

会社は、普通株式及び/又は優先株式を発行することができる。

3.9 会社の取締役会(理事会)の開催頻度及び開催方法に関する規制は存在しますか。

私的会社に対して課される規制は無い。したがって、取締役会は、取締役が必要であると考えたときに、その判断により招集され開催される。もっとも、公開会社においては、少なくとも3か月に1回は取締役会を開催する必要がある。

3.10 取締役(理事)はどのような義務及び責任を負いますか。

取締役は、善良なる経営者の注意をもってその業務を執行しなければならない。一般的に取締役は、故意又は過失によって不法な行為を行った場合、若しくは法によって特定された行為を故意又は過失によって履行若しくは不履行した場合を除き、損害又は損失について個人的な責任を負わない。

4. 清算

4.1 タイで会社の解散又は清算を行う際の手続の概要を教えてください。タイ特有の要件は存在しますか。

会社は任意に解散及び清算することができるが、これを行うには会社の株主による特別決議が必要とされ、当該決議は、株主総会に出席した議決権を有する株主の4分の3以上の株主によって可決されなければならない。この点、会社の定款に規定することでこの決議要件を加重することもできる。なお、債務の支払や資産の分配といった会社事務を処理するため、清算人を任命する必要がある。

会社の清算及び解散に関する法的手続及びそれに要する時間は、会社の税務申告や会計の完全性に依りて、最短で数か月から数年を要する。

4.2 タイの破産手続の概要を教えてください。申立てに関して、タイ特有の要件はありますか。

近時の仏暦2483年(1940年)破産法の改正により、2種類の破産手続が破産裁判所で利用可能となった。第一に、債権者は、ゆるやかなChapter 11方式の破産手続を、同法のChapter 3/1によって申し立てることができ、同手続の中で裁判所は、債務者たる会社の再生を監督し、債務者に対して行われている裁判手続の自動停止を提案することになる。第二に、伝統的な破産手続によることができ、この場合債権者は裁判所が企業の清算手続に参加することを要請することができる。

一般的に、債権者は、以下の場合に限り債務者に対する破産申し立てを行うことができる。

- (1) 債務者が支払不能であること。
- (2) 債務者が自然人である場合には1名又は複数の申立債権者に対して100万タイバーツ以上の額

の債務を負担していること、債務者が法人である場合には1名又は複数の申立債権者に対して200万タイバツ以上の額の債務を負担していること。

- (3) かかる債務は、ただちに支払う義務があるか否かにかかわらず、確定額として算定することができるものであること。

なお、出資や株式の払い込みが完全に行われており、資産が上記債務の支払に不足している場合には、清算人も裁判所に対して申立書を提出することができる。

破産法の下においては、一度裁判所が破産の申立てを承認すると、裁判所は債務者に対して、破産管財人の完全な管理下に置かれることを命じることになる。そして破産管財人は、単独で債務者のすべての資産を管理及び収集し、債権者からのすべての請求を調整し、また、最終判断のための報告書を裁判所に対して提出する。債務者は、破産法に規定されるとおり、裁判所、破産管財人、資産管理人又は債権者集会が命じ又は同意した行為を除き、その資産又は事業に関連するあらゆる行為を行うことが禁止される。

5. 外国からの投資に関する規制

5.1 タイにおいて外国からの投資を規制している法律を教えてください。

タイにおいて外国人の投資に対する規制に最も関連する三つの法律は、仏暦 2542 年(1999 年)外国人事業法(the Foreign Business Act B.E. 2542 (1999))、仏暦 2520 年(1977 年)投資奨励法(the Investment Promotion Act B.E. 2520 (1977))、及び仏暦 2522 年(1979 年)タイ工業団地公社法(the Industrial Estate Authority of Thailand Act B.E. 2522 (1979))である。それぞれの法律は以下のとおりである。

外国人事業法

タイでの事業に対する外国からの直接投資を規律する最も重要な法律は、外国人事業法であり、同法は、特定の事業活動をタイ人のために留保している。外国人事業法における「外国人」の定義には、外国籍の者、外国企業、及び外国人が株式の半数以上を保有するタイで設立された会社が含まれる。基本的に、外国人事業法のリスト 1、2 及び 3 に掲げられた事業の外資比率は 49%に制限されている。

外国人事業法のリスト 1 に掲げられた、農業、林業、古物商及び放送等の事業活動は、外国人に対して厳しく制限されている。外国人事業法のリスト 2 に掲げられた、国家の安全、芸術及び文化、天然資源および環境を含む事業活動について、外国人がその保有制限を越えて保有しようとする場合は、内閣の同意を得るとともに商務省から外国人事業許可(ABL)を取得しなければならない。外国人事業法のリスト 3 に掲げられた、専門サービス、建築、卸売り、小売、ホテル及びレストラン業、並びにその他の種類のサービス業を含む事業活動については、外国人投資委員会の同意とともに、経済開発局局長によって外国人事業許可が与えられている限り、外国人は 100%保有することができる(外国人事業法に関するより詳細な情報については、前記 2.1 参照。)

投資奨励法

投資委員会は、タイへの投資を促進するためのインセンティブを提供する責任を有する政府機関である。投資委員会は、資格を有する投資家に対し、税制上及びそれ以外のインセンティブを付与する権限を有している。投資委員会による投資促進に対して適格性を有する各種の活動は、それぞれ、場所、輸出する製品、優先的な活動として指定されている事業であるかなどに応じて、様々な便益及びインセンティブを受けることができる。この点投資委員会は、投資の分散化政策に基づき、プロジェクトが実施される三つの地理的領域(第1ゾーン、第2ゾーン及び第3ゾーン)に応じて異なるレベルのインセンティブを与えている。

税制上のインセンティブは、機械及び原料又は基本材料に課される輸入税の減税・免税、1年間から8年間の法人税の免除、輸送・電気・水に関する費用に係る課税所得からの二重控除、課税免除期間に課税免除利益に対して支払われた配当に関する課税の免除、営業権・著作権その他の権利に関して推進事業から受領した報酬に課される課税の免除などからなる。

税以外のインセンティブの中で魅力的なものの一つは、投資促進策を投資委員会によって認められた投資家は、外国人事業法で外国人とみなされている者であっても、当局の指定する条件に従って外国人事業法のリストの2及び3に掲げられた事業を100%保有することができる、というものである。かかる投資家は外国人事業許可を取得する必要は無いが、承認の手続というよりはむしろ行政上の手続として、商務省に届出を行う必要があり、また、証明書の交付申請も必要となる。その他の税以外のインセンティブには、外国人が土地を取得するための許可や、奨励対象となる企業に勤務する駐在員に対するビザ及び就労許可特権の付与が含まれる。

投資委員会は、投資奨励の申請に関して、最低100万タイバーツを投資すること、付加価値が最低20%付くこと、負債と資本の比率が最大で3:1であること、工業の規格がISO9000の水準にあること、新品又は認定中古品の機械のみを使用すること、近代的な生産技術によること、十分な環境保護策を講じること、技術の移転があること、現地の従業員その他の者に技術指導すること、といった基本的な基準を示している。

タイ工業団地公社法

タイ工業団地公団(IEAT)は、タイ全土の工業団地の投資プロジェクトに対するインセンティブを付与するもう一つの機関である。助成対象となる投資家には、産業環境及び既存のインフラからの援助に加えて、工業団地地域で土地を所有する権利、事業運営者の下で働く外国人の技術者や専門家に対する就労許可の取得、並びに外国通貨の受領及び送金等を含む特別なインセンティブ及び特権が認められている。輸出加工地域の事業運営者には、追加的な税制上のインセンティブ及び特権も認められている。

5.2 タイでは、外国からの投資の方法にはどのようなものがありますか。

タイ法の下における基本的な事業組織の形態は、個人事業主、パートナーシップ(非登記通常パートナーシップ、登記通常パートナーシップ及び有限責任パートナーシップ)、有限責任会社(私的有限責任会社及び公開有限責任会社)、駐在員事務所、支店、地域事務所、地域経営本部である。

一般的に有限責任会社の形態が好まれるが、それは株主の責任が、それぞれが保有する株式について出資が履行されていない金額(もしあれば)に限られるためである。また、有限責任会社のみが、上記の税制上及びそれ以外の利益を享受するための投資委員会の促進許可証を申請することができ、他の事業形態(個人事業、支店及びパートナーシップ等)はこれらの特権を受けることができない(事業組織の形態についてのより詳細な情報については前記 2.3 参照)。

5.3 現在の外国からの直接投資に関する政策はどうなっていますか。

現在の投資委員会の政策の下における外国株主による株式保有の基準は以下のとおりである。

- ・ 農業、畜産業、漁業、鉱物探査及び鉱山業、並びに外国人事業法リスト 1 に記載のサービス業については、タイ国民が合計で登記資本金の 51%以上の株式を保有していなければならない。
- ・ 製造業については、外国人投資家に係る出資制限は無い。
- ・ 投資委員会は、適切であると判断した場合には、推進事業において外国人投資家が保有するのに相応しい株式数を設定することができる。

さらに、政府は、投資委員会を通じて、以下の三つの重点分野への投資を呼び込むことに重点を置いており、これらは特権が付与される優先的な事業として指定されている。

- ・ 省エネルギー及び代替エネルギー(農作物から作られるアルコール又は燃料)に関する事業
- ・ 最先端技術(先進的なセラミック、天然又は合成の繊維)を伴う事業
- ・ 環境に優しい原料や製品の製造に関する事業

タイ工業団地公団は、さらなる拡大のための土地の割当てや、土地の状態の改良並びに事業主を補助する収容設備及び施設の提供を含む、政府の産業発展政策を実行している。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような場合ですか。

上記のとおり、外国人事業法のリストの 2 又は 3 の事業活動を行おうとする外国人は、一般的に、まずは外国人事業許可を取得しなければならない。外国人事業法のリスト 1 の事業活動については、外国人に対して厳しく制限されている。

外国人事業許可の申請の承認については、当該承認により、タイにおいて不利益と比較してより多くの利益がもたらされ、かつ、同一事業を営む既存のタイ企業に影響を与えるものではないと当局が確信する場合を除いて、速やかに認められるものではないことに留意する必要がある。

5.5 外国企業は、タイに完全子会社を設立することができますか。

外国人事業法は、農業、漁業、不動産取引、鉱業、卸売業/小売業、仲買業務/代理業務、レストラン業、及びすべての種類のサービス業などの一定の保護された事業について、タイ資本が過半数を保有していることを要求している。このうちのいくつかの事業については、外国人事業許可が得られれば、外国人が過半数を保有する会社でも行うことができる。このほか、電気通信事業法、保険法、金融機関事業法、旅行代理店業及びガイド法及び私立学校法などの特別法も、外国人による資本出資を制限している。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

外国人事業許可の申請は、結果が予測できず時間を要するプロセスであり、また、通常、必要な限度でのみ認められるものである。外国人事業法において、外国人事業許可申請は申請書の提出から 60 日以内に承認される必要があるとされている。特別な場合には、必要に応じて承認期間を延長することができることとされているが、当初の 60 日間を経過してから更に 60 日を超えることはできないとされている。

投資委員会の特権の承認に要する時間は、各案件の投資価額(土地及び運営資本に要する費用を除く。)によって異なる。例えば、投資の価額が 8000 万タイバーツ以下の案件に係る申請については、全書類の当局への提出後 40 営業日以内に申請が承認されることとなり、投資の価額が 8000 万タイバーツ以上 7 億 5000 万タイバーツ以下の案件の場合は 60 営業日以内に、投資の価額が 7 億 5000 万タイバーツを超える案件の場合は 90 営業日以内に、それぞれ申請が承認されるべきこととなる。

5.7 外国人・外国企業による土地所有に規制は存在しますか。

仏暦 2497 年(1954 年)土地法は、外国籍の個人及び外国会社(タイ法に準拠して設立され、外国人が発行済株式総数の 49%を超える株式を保有する会社を含む。)が、タイにおいて土地を所有することを禁止している。これに対して、少なくとも 51%以上がタイ資本である、タイ法に準拠して設立された会社は適法に土地を所有することができる。会社が相当程度の外国資本を有する場合(それが 49%未満であったとしても)、当該会社の土地の取得に関する登録許可を受ける前に、当該会社が土地を所有する目的でタイ株主を少数外国人株主のために名義人として利用していないか、土地省による調査を受けることとなる。なお、外国人が建物を所有することは禁止されていない。

外国人による保有規制の例外は、投資委員会及び IEAT(これらにより、外国人保有会社には、事業活動並びに役員及び従業員の居住を目的とした土地を所有する特権が与えられる。)によって助成されるプロジェクトに適用される。また、仏暦 2514 年(1971 年)石油法の条件を満たす外国の石油会社も土地を保有すること

ができる。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制を教えてください。

通常、労働者の権利義務は雇用契約に規定されている雇用主と労働者間の契約関係により左右される。加えて労働者は、当該会社の業務規則又は就業規則(もしあれば)、労働保護法、役務提供に係るタイ民商法典、社会保障法、労働者補償法等のタイの労働法令に規定されている契約条件に従う義務がある。

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

最大労働時間は、1日8時間かつ週に48時間であり、それを超えると、従業員には規定に従って、残業手当、休日給与又は休日残業手当が付与される。危険な仕事の場合には、最大労働時間は、より短時間とされている(例えば、1日7時間かつ週に42時間等)。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

期間の定めのある雇用契約は、契約に定められた期間満了日に終了する。期間の定めのない雇用契約の場合、雇用主は、少なくとも一給与期間又は契約に定められた期間のいずれか長い方の期間前に通知するか、代わりに当該期間分の給与を支払うことによって、労働者を解雇することができる。いずれの契約においても、雇用主は、法定の解雇事由に該当する場合には退職金を支払わずに労働者を即時解雇することができる。

6.4 休暇の付与や公休日について強制的な規制はありますか。

労働保護法の下では、雇用主は、労働者記念日を含めて年間最低13日の公休日を前もって告知しなければならない。年次休暇に関しては、労働保護法は、1年間継続的に勤労した労働者に対して6営業日を下らない年次休暇を与える旨規定している。

6.5 雇用契約に競業避止条項のような制限的な制約を含めることはできますか。

雇用契約に制限的な制約を含めることはできる。しかし、当該規定の法的強制力については、労働者保護を目的とする労働保護法及び不公正契約条項法の規定に従って判断される。

6.6 雇用契約で、労働者を一定の期間は退職できないようにすることはできますか。

雇用主が労働者を特定の期間雇用しようとする場合、期間の定めのある雇用契約を締結するのが通常である。しかし実際には、雇用契約における期間の定めの有無にかかわらず、労働者が退職しようとした場合には、雇用主は労働者に対して、契約で合意された残りの期間会社にとどまることを強制することはできない。もっとも雇用主は、労働者の契約違反によって被った実損害を請求する権利を有している。

6.7 女性労働者は、産前産後休暇を取得することが認められていますか。

認められている。妊娠中の女性労働者は、90日を超えない範囲で産前産後休暇を取得する権利が与えられ、45日を超えない範囲で賃金の支払を受ける権利が与えられる。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

タイの労働法に男性の育児休暇に関する規定は無い。この点に関する権利の付与については、雇用主と労働者との双務契約によって決せられる。

6.9 タイの会社はその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような規制がありますか。

株式譲渡に関する法律や規則とともに、当該会社が有限責任会社、公開会社、上場会社のいずれであるか、当該タイの会社において株式を保有する外国人労働者の株式保有割合がどの程度であるかといった、当該現地事業体の性格等、考慮しなければならない問題がいくつかある。

6.10 タイの会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けることができますか。

ストックオプションの付与を受けることはできるが、証券取引委員会により発令される規制を遵守する必要がある。

6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けることができますか。

従業員が受けるすべての利益(例えば、株式の市場価格と権利行使価格との差額)に対して、他の所得と同様の個人所得税が課される。

7. 知的財産

7.1 タイではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

タイにおいて法律上保護される知的財産権には、商標権、特許権、著作権、企業秘密、地理的表示、及び集積回路設計がある。保護類型の詳細は以下のとおりである。

商標権

タイには、仏暦 2534 年(1991 年)商標法(その後の仏暦 2543 年(2000 年)商標法(第 2)による改正を含む。)のもと、商標登録制度がある。またタイは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類基準(ニース)を採用している。「標章」とは、写真、図面、意匠、ブランド、名称、単語、文字、マニュアル、サイン、色彩、図形、物の配置のいずれか又はこれらの結合をいう。商標法は、商品及びサービスを 45 の類型に分類し、法的保護及び以下についての登録を規定している。

- ・ 商標
- ・ サービスマーク
- ・ 認証マーク
- ・ 団体マーク
- ・ 商標/サービスマークの使用許諾

商標法は、タイにおける登録商標に対する法的保護に加え、著名な標章に対する保護についても規定している。著名な標章の保有者が、当該標章をタイにおいて著名な標章であるとして登録を希望する場合、当該標章が著名であることを示す証拠と合わせて当局に申請書を提出しなければならない。

特許権

タイは特許協力条約(PCT)への 142 番目の加盟国となっており、2009 年 12 月 24 日に特許協力条約の効力がタイにおいて有効となった。そのため、2009 年 12 月 24 日以降の特許協力条約に基づく出願は、タイで処理を受けるフェーズに移行できることとなった。

特許協力条約に基づいて出願していないもの(すなわち、タイに直接出願されたものであり、特許協力条約に基づいてタイに出願されていないもの)には、タイの従来の特許制度が適用される。内国民待遇の対象となっているすべての外国出願者は、発明の出願の場合には海外での最初の出願の日から 12 か月間、意匠出願の場合には海外での最初の出願の日から 6 か月間、優先権を主張することができる。仮に優先権が主張されていない場合、当該出願が公表又は公開されていない限り、発明の出願は最初の出願があった日から 18 か月後に登録されることになる。

特許権は仏暦 2522 年(1979 年)タイ特許法(その後の仏暦 2535 年(1992 年)特許法及び仏暦 2542 年(1999 年)特許法(第 3)による改正を含む。)のもと、保護されている。特許法は、特許、意匠及び実用新案を保護の対象としている。

以下の発明は、特許又は実用新案の対象とされていない。

- ・ 自然に存在する微生物やその構成要素、動物若しくは植物、又は動物若しくは植物からの抽出物
- ・ 科学的・数学的な法則・理論
- ・ コンピューターのプログラム
- ・ 人間又は動物の病気に対する診断、治療、処置方法

特許取得のためには、新規性があり、一見して明らかではない進歩性があり、産業上利用することができる発明でなければならない。新規性があり、産業上利用することもできるが、進歩性を欠く発明は実用新案として取り扱われる。実用新案権の保有者は、通常の特許権の保有者同様、他人に利用権を与える権利とともに、当該発明を排他的に利用する権利を有する。

製品デザインは、特別な外観を製品に与えるような、線や色による形や構図を意味する。特許取得のためには、デザインに明白な新規性が要求される。つまり、タイで特許出願をした日より前に、いずれかの場所で公開されていないことが必要となる。

特許権の保護期間は出願の日から 20 年であり、更新はされない。実用新案権の保護期間は出願の日から 6 年であり、2 年間の延長が可能である。意匠特許権の保護期間は出願の日から 10 年である。

著作権

仏暦 2537 年(1994 年)タイ著作権法は、文学作品(コンピュータープログラムも含む。)、演劇作品、芸術的作品、音楽的・視聴覚的又は映画の作品、音声及びビデオ映像作品といった著作物に対する法的保護を規定している。著作物の保護は登録されていない著作物にまで及び、著作物の保有者は排他的にその著作物を利用できる。著作物は、著作者の生涯に加えて 50 年間に法的に保護されるが、芸術的作品については、保護期間は作成日又は初めて公表された日から 25 年間に短縮されている。

企業秘密

企業情報のうち、同種の情報を普段扱っている集団において、一般的に知られていないか直ちにアクセスできない情報であって、商業的な価値を有する情報は、仏暦 2545 年(2002 年)タイ企業秘密法により企業秘密として保護される。企業秘密法において定義される企業情報には、伝達の方法や整理の形式にかかわらず、意味、事実、その他を伝達するすべての情報が含まれる。規格、複合語、試作品、実験データ、計算、図面、図表、供給者情報、マーケティング又は販売促進計画、図案、方式、テクニック又はプロセス、プログラム

といった情報は、企業秘密法のもと法的保護が与えられうる。

重要な点として、企業情報が企業秘密として保護されるためには、企業の法務担当者は、当該情報を秘密にしておくための合理的な措置を取っておかなければならない点が挙げられる。企業情報が秘密にされ、商業的な価値を有する限り、企業秘密法の保護の対象とされるのである。違法に企業秘密にアクセスした場合のみでなく、権限なく企業秘密を公表又は利用した場合も、企業秘密の保有者に対する不正利用を構成する。

企業秘密として保護されるために登録は必要とされておらず、企業秘密は双方当事者が署名した合意書によって譲渡することができる。当該契約に譲渡期間が記載されていない場合、譲渡期間は 10 年となる。

地理的表示

仏暦 2546 年(2003 年)タイ地理的表示保護法によると、「地理的表示」とは、商品の品質、評判、又は特徴が当該地理的原産地に由来するものとされ、当該商品が当該地理的原産地由来の物であると特定できる場合において、当該地理的原産地への言及又は表示のために使用されている名称、記号その他のものを意味する。この定義のもと、地理的表示を使った商品名が一般的な名称でなく、公共の利益、道徳、公共政策に反しない場合には、当該地理的表示は登録されうる。また、この法律は、当該地理的表示が当該外国の法律で保護されていること、及びそれがタイで保護申請をする日まで継続的に使用されていることを示す明確な証拠がある場合には、外国の地理的表示であっても保護されるとしている。保護が認められる場合、地理的表示に対する法的保護は、申請がなされた日から有効となる。

集積回路設計

集積回路設計は、仏暦 2543 年(西暦 2000 年)タイ集積回路設計保護に関する法律によって保護されている。集積回路設計は特許に関する法律の適用を受けない。

集積回路設計保護に関する法律は、集積回路産業において一般的とされていない回路設計を保護の対象とする。また、集積回路産業において一般的とされている回路設計又は集積回路の構成要素や連結部品を再構成した結果、新たに一般的ではない回路設計が作出された場合、その新たに作出された回路設計も本法により保護される。

回路設計に関する権利は、その登録が認められることで保護される。回路設計の登録は、出願があった日又は商業的利用が開始された日のいずれか早い日から 10 年間で有効である。もっとも、集積回路設計の保護は、当該集積回路設計が作成された日から 15 年で消滅する。

7.2 タイが締結国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

タイは、以下の知的財産関連条約の締結国となっていない。

知的財産保護

1. 衛星により配信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約
2. 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
3. オリンピックシンボルの保護に関するナイロビ条約
4. 特許法条約
5. レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約
6. 実演家、レコード制作者及び放送事業者の保護に関するローマ条約
7. 商標法に関するシンガポール条約
8. 商標法条約
9. 集積回路についての知的所有権に関するワシントン条約
10. WIPO 著作権条約
11. WIPO 実演及びレコード条約

国際的保護システム

12. 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
13. 工業的意匠の国際帰宅に関するハーグ協定
14. 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定
15. 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書

分類

16. 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定
17. 商標出願の対象となる商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
18. 国際的特許分類に関するストラスブール協定
19. 標章の図形要素の国際分類を制定するウィーン協定

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会その他の競争当局のような公的機関による規制又はガイドラインは存在しますか。

商標権、特許権及び著作権のライセンス契約に関し、知的財産局による規制及びガイドラインが存在する。

商標権

商標権のライセンス契約は書面で締結されなければならない、また知的財産局に登録されなければならない。知的財産局の 2000 年の通達によれば、商標権のライセンス契約には少なくとも以下が規定されなければならない。

1. ライセンシーの作成した商品の品質を所有者がコントロールできるとする、商標権所有者と権限あるライセンシーとなろうとする者との間の契約条件
2. 商標ライセンスの対象となる商品
3. 権限あるライセンシーのみが当該商標権を使用できる旨、又は商標権所有者が権限あるライセンシー以外に当該商標権の使用を許諾する唯一の権利を有する旨を明示した規定

特許権

特許権所有者は、その権利行使のためのライセンスを付与することで他の者に特許権の行使権限を与えることができるほか、その特許権を他人に譲渡することができる。ライセンスが付与されるためには、特許権所有者は以下のことをしてはならない。

1. 不公正に競争を阻害する可能性のある条件、制限、使用料条件をライセンシーに課すこと。
2. ライセンシーに対して、特許権が失効した後に、特許発明品の使用料を要求すること。

特許権ライセンス契約及び特許権の譲渡は、必ず書面でなされなければならない、省令によって定められた要件及び手続に従って登録されなければならない。

したがって、タイでは、特許権ライセンス契約を当事者間及び第三者に対して有効かつ法的強制力のある契約とするためには、特許庁に特許権ライセンス契約を登録することが必須となる。

特許権が共有されている場合、各特許共有者は他の特許共有者の同意無く、それぞれ単独で特許権を行使することができる。もっとも、ライセンス又は譲渡の登録をする場合、特許共有者は特許共有者全員の同意を得る必要がある。

著作権

著作物の著作権者は、条件の有無を問わず、著作物を複製、編集、若しくは頒布するため、又はコンピュータープログラム、視聴覚作品、映画作品、録音作品のオリジナル若しくはコピーを貸すために、他者にライセンスを付与することができる。

この点、著作権法のもと発令された 1997 年の省令に規定されているとおり、公正な競争を阻害する条件は

禁止されている。また、著作権法 15 章は、著作権ライセンスの付与が条件の有無を問わず可能である旨定めており、いかなる条件も不正に競争を阻害してはならない。

最後に、知的財産に関するライセンス契約において規定されている契約条件は、商品・役務価格法、取引競争法、その他独占禁止、不正競争に関連する法令といった、他のタイの法令に反するものであってはならない。

8. 為替管理

8.1 タイに持ち込む又はタイから持ち出すことができる現地通貨の額に制限はありますか。

タイに持ち込むことができるタイバーツの額には制限は無い。タイバーツは、以下の条件の下でタイ中央銀行の為替管理官の許可を得ずに持ち出すことができる。

- (1) ベトナム及びタイと国境を接している国(ラオス、カンボジア、マレーシア及びミャンマー)に持ち出す場合は 1 回につき 50 万タイバーツ以内
- (2) その他の国に持ち出す場合は 1 回につき 5 万タイバーツ以内

8.2 タイに持ち込む又はタイから持ち出すことができる外国通貨の額に制限はありますか。

外国通貨を持ち込んだ日又は取得した日から 360 日以内に、公認された銀行、公認された会社、公認された人間との間で売却若しくはタイバーツへの両替をするか、又はタイにある外国通貨口座に預金するのであれば、タイに持ち込むことができる外国通貨の額に制限は無い。この点、タイに 3 か月未満しか滞在しない外国人、外交上の特権を有する大使館及び関係者、外交上の免責特権を有する国連の特殊組織、国際的な組織、又は団体(その職員及び専門家を含む)については、例外的に上記要件が課されていない。

外国通貨のタイ国外への持ち出しは、公認の銀行を通じて行うことができ、タイの商業銀行はタイ中央銀行から以下のような外国為替取引を行うことの許可を得ている。

- ・ 輸入品に対する支払のため、金額に制限無く送金すること。
- ・ 1 億ドル以下の送金をする事、1 年につきこれと同等額を外国に直接投資すること又は海外の関係会社/子会社/関係親会社への貸付をする事。
- ・ 500 万ドル以下の送金をする事、又は 1 人 1 年につき同等額の海外の不動産を購入すること。
- ・ 100 万ドル以下の送金をする事、又は 1 人 1 年につき同等額を海外に永住するタイ人に送金すること。

- ・ 適切な書面による証拠がある場合で、海外における借入金及び未収利息の返済のため、金額に制限無く送金をすること。
- ・ 適切な書面による証拠がある場合で、海外での債務の履行のため、金額に制限無く送金をすること。

上記の制限を超える金額の外国為替取引をするには、タイ中央銀行の許可を得る必要がある。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

上記参照。

9. M&A

9.1 タイの会社が利用することのできる M&A の方法には、どのようなものがありますか。

タイでは、M&A の方法として、株式取得と資産取得の二つの方法が一般的に利用されている。

株式取得

既存事業を獲得するための典型的、簡易かつ迅速な方法は、所有者又は株主から当該事業を行っている対象会社の全株式を買い取ることである。株式を取得することで、取得者は対象会社の所有者となり、当該会社の資産、事業、従業員、負債、法的責任のすべてを自動的に引き継ぐことになる。取得者は会社をコントロールし、また、議決権の行使により経営改革や商号変更を行い、利益配当を得る権限を持つことになる。

株式取得に際しては、当該事業が別途定めのある特定の法律の適用を受ける事業である場合を除き、当局等の事前承認は不要となる。一般的に売り主は、キャピタルゲインがあれば、それに基づいて所得税を課されることになる。なお、株式譲渡文書には、譲渡価格又は株式払込金額のいずれか大きい方の 0.1% の割合で印紙税が課される。

資産取得

取得者は、対象会社の株式ではなく、その資産の買取りを選択することもある。この方法は、取得者が対象会社の負債や法的責任まで取得することを望まない場合に好んで用いられ、負債や法的責任は対象会社に残ることになる。この方法の下では、取得者は、棚卸資産、売掛債権、オフィス賃貸借、知的財産権等といった資産のすべてを引き継ぐか、一部を引き継ぐかを選択できる。また、取得者は、どの従業員を移動させるかについても選択できる。資産の取得には、通常、取締役会及び/又は株主総会の決議が必要となり、また、いくつかの関係当局や第三者との間で事前承認の取得、通知、交渉等を行うことが必要となることもある。

対象会社としては、資産譲渡の代金を計上し、生じた利益に係る所得税を支払わなければならない。仮に対象会社が付加価値税登録を受けている場合、7%の付加価値税が動産の販売に適用され、3.3%の特定事業税が不動産の販売に適用されることになる。所得税、付加価値税及び特定事業税の控除は、一定の条件の下で認められている。

9.2 各方法を実施する上での手続及び実施に要する時間はどのようになっていますか。

株式取得

タイ法の下では、会社における株式売買又は株式譲渡は、譲渡人及び譲受人が、少なくとも1人の立会人が証明した株式譲渡に関する法的文書を締結するだけで法的な効力が生じることになる。もっとも、これに続く手続として、株主名簿への登録、株券の失効及び再発行、株式登録機関への新しい株主の届出といったいくつかの手続がある。取得者は譲渡契約の締結に先立ち、対象会社のデュー・ディリジェンスを行うのが一般的である。その結果が満足のものであれば、取得者は、販売、表明保証、クロージング等の諸条件を明記すべく売り主との間で株式売買契約を締結することになる。

資産取得

資産取得は、デュー・ディリジェンスと資産譲渡契約の締結後、従業員と再交渉するとともに、現実の引渡し及び関係当局への登録(一定の資産について)をすることで実行される。

上記二つの方法のタイミングに関しては、デュー・ディリジェンスの範囲、交渉や契約書ドラフトの改訂、関係当局との間で必要な処理(必要とされる場合)といった様々な要因によって異なってくる。一般的には、株式譲渡の実行の方が資産譲渡よりも単純であり、要求される行為も少ないため、資産譲渡に比べて時間はかからないと考えられる。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

特定の事案に対する適切な方法を判断する基準には、以下の要素が含まれる。

- ・ 各方法に課される税金及び政府関係諸費用
- ・ 会社の負債
- ・ 係属中の訴訟や税務監査、労使紛争といった既存の又は潜在的な会社の法的責任

一般的には、会社の負債や法的責任の継承を回避することを望む場合を除き、ほとんどの取得者は株式取得を選択すると考えられる。

9.4 組織再編に関わる会社の一つが上場会社である場合、追加的に必要となる条件があれば教えてください。

対象会社がタイ証券取引所に上場している公開会社であり、株式取得が全株式の 25%又はその倍数の割合の移転を伴う場合、証券取引法は、取得者が証券取引委員会が定める規則と手続に従って株式公開買付を行うことを要求している。株式公開買付の目的は、取得者が主要株主に申し入れたのと同じ価格での一般的な買収申込みを対象会社のすべての既存株主に対して行うことを取得者に義務付けることによって、少数株主に公正なエグジットの機会を与えることにある。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがありますか。また、強制的公開買付規制が適用されるのはいつですか。

原則として一定割合の株式取得を制限する規制は存在しないが、取得者が外国人で、対象会社が卸売業若しくは小売業、仲介業若しくは代理業、レストラン業、ホテル業、又はその他のサービス業といった外国人事業法の規制を受ける事業に従事している場合はこの限りではない。これらの事業については、外国人が事業許可を得ていない限り、外国人の所有は全株式の 49%に制限される。さらに特定の事業については、外国人所有者に異なるパーセンテージの制限を課す規定も存在する。

タイ証券取引所に上場している公開会社に関しては、強制的な買収規制(株式公開買付)は 25%で発動することになる(前記 9.4 参照)。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を用いることができますか。

外国人取得者は、株式取得の方法も資産取得の方法も利用できる。

9.7 タイ国内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を制限するための法律又は他の形態の規制は存在しますか。

存在する。取引競争法は、取引競争委員会が許可した場合を除き、独占や不公正な取引制限につながるような事業合併(株式取得及び資産取得を含む旨定義されている。)に制限を課している。しかしながら、今のところ取引競争委員会は、許可要件を満たす「事業合併」であるかを判断する基準(例えば、市場占有率、粗利益、資本金額、株式数等)を定めていない。

10. 租税

10.1 会社にタイの所得税が課税される範囲は、どのように決定されていますか。

タイの法律により設立された法人及びタイで事業を営む外国法人には所得税が課される。タイで事業を営んでいるわけではないが、タイからある種の収入を得ている外国法人には所得全体に対する源泉徴収課税の形で所得税が課される。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

タイで設立された法人は税法上の居住者とみなされ、国内源泉及び国外源泉の双方から得る全世界所得に対して所得税が課される。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

法人所得税は、1 事業年度に得た課税所得に対して 30%の割合で課される。2012 年 1 月 1 日以後に開始される事業年度の法人所得税は 23%に、2013 年 1 月 1 日以後に開始される翌 2 事業年度の法人所得税は 20%に減額される。2012 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度においては、当該事業年度における総所得金額が 3000 万タイバーツを超えない中小企業に対しては、課税所得のうち最初の 15 万タイバーツについては免税、15 万タイバーツを超える部分については 15%から 23%の累進税率という軽減された税率が適用される。2013 年 1 月 1 日以後に開始される事業年度以降は、他の適用条件は同様であるが、中小企業に対する累進税率は 15%から 20%に減額される。

10.4 外国会社がタイ国内で得た所得に課される税率を教えてください。

タイで事業を営む外国法人は、タイで営んでいる事業から得た課税所得に対して 30%の法人所得税が課される。2012 年 1 月 1 日以後に開始される事業年度の法人所得税は 23%に、2013 年 1 月 1 日以後に開始される翌 2 事業年度の法人所得税は 20%に減額される。さらに、税引後の利益をタイ国外に送金した場合又は送金したとみなされる場合は 10%の利益送金税が課されることになる。

タイで事業を営んでいるわけではないが、タイからある種の収入を得ている外国法人(通常、サービス料、ロイヤルティ、利子、配当、キャピタルゲイン、賃貸料、専門家報酬の形で収入を得ている外国法人)には、10%の源泉所得税が課される配当を除き、15%の源泉所得税が課される。

10.5 タイでは、他にどのような税金を支払う必要がありますか。

タイでは他に以下の税金を支払う必要がある。

- ・ 付加価値税
- ・ 特定事業税
- ・ 市町村税
- ・ 印紙税
- ・ 消費税
- ・ 看板税
- ・ 地方開発税
- ・ 土地家屋税

10.6 配当には課税されますか。

個人であるか法人格を有する団体であるかにかかわらず、外国人株主が受け取る配当には 10%の源泉所得税が課される。

10.7 源泉徴収制度はありますか。

源泉徴収制度は、個人又は法人格を有する団体に対して支払われる様々な種類の所得に対して適用される。源泉徴収される税額は、所得の種類や受取人の税法上の地位により異なる。

10.8 タイでは、キャピタルゲインが課税の対象となりますか。

タイではキャピタルゲインに対する分離課税は無い。キャピタルゲインも通常の所得と同様の方法で課税される。

11. 紛争解決

11.1 タイにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

訴訟上の請求は、当該事件につき管轄権を有する裁判所に対して手数料とともに訴状を提出することにより始まる。裁判所が訴状を受理すると、原告は、裁判所に対して呼出状の発行を要請し、呼出状及び訴状を被告に送達するための呼出費用を支払わなければならない。

呼出状及び訴状は裁判所事務官から被告へ送達される。裁判所は、一定の場合に、直接送達の代わりに補充送達を命じることがある。送達は、配達証明書付きの書留郵便で、新聞広告で、又は被告の居住地、勤務地若しくは裁判所に掲示することによって行われる。

通常、呼出状と訴状を受領してから 15 日以内に、被告は、原告の主張の全部又は一部につき明確に認否をし、否認する理由を述べ、反訴を行うことで(反訴は民事事件でのみ可能である。)、これに応じなければならない。そして、今度は原告が、被告の答弁書(反訴状を含む。)を適切に受領した後 15 日以内に、反訴に対する答弁を行わなければならない。合理的な理由があれば、これらの期間は延長することが可能であるが、裁判所の許可が必要である。

その後、公判前審問期日が設定され、当該期日において裁判所は当該事件における争点を確定し、口頭弁論期日を設定することになる。裁判所の事件処理状況によっては、口頭弁論期日が 6 か月から 1 年後に設定されることもある。裁判所は当事者に対する和解勧奨も行っており、口頭弁論期日に先立ち 1 回以上の和解期日が設定されることもある。

相手方当事者や第三者の有する既知の書証に対する提出命令を裁判所に申請することや、証拠提出のため証人の召喚を要請することも、当該書証又は証人がタイに存在する場合には可能である。

各当事者は、最初の証人による証言が行われる日の少なくとも 7 日前に、裁判所及び反対当事者に対して証拠の最初の一覧を提出することが要求される。証拠の追加の一覧は、証人尋問の初日後 15 日以内に裁判所に提出すれば良い。いずれの当事者も、合理的な根拠があることを示すことができれば、期限後においても新たな証拠を提出することができる。

証人には書証が本物であることを証明することが要求される。証人の証言はタイ語でなされるか、タイ語に訳されなければならない。民事訴訟法により、タイ語を話せない者に対しては通訳をつけることが認められるが、通訳は関係当事者が用意しなければならない。一定の裁判所では、外国にいる証人がテレビ会議により証言することを認めるようになった。かかる取扱いが認められない場合、外国にいる証人による証言は、外国の裁判所に対する囑託書の利用を通じて行われている。

すべての証拠調べが終わると、両当事者は、適切な証拠や裁判例を引用しつつ自らの主張を支える論拠を含む最終弁論を提出することが認められる。

判決は、口頭での言い渡しが認められる小規模なケースを除いて、書面で作成され法廷において読み上げられる。判決は、一般的に、各当事者の行った事実の提示や論拠の陳述及び裁判所の判断を説明するものである。

控訴裁判所及び最高裁判所に対する上訴は、15 日以内になされなければならないとされる労働裁判の場合を除き、判決が言い渡されてから 1 か月以内になされなければならない。上訴は、それ自体では、第一審裁判所の判決又は命令の執行を停止することにはならず、上訴と同時に又は上訴後に、執行停止のための申請書を別途提出しなければならない。

11.2 タイでは、外国判決はどのように執行されますか。

タイは、外国判決の執行に関する二国間又は多国間協定には参加しておらず、それ故、タイの裁判所は外国判決を執行しない。外国判決は、タイで新たに開始された裁判において証拠として受け入れられることがあり、当該証拠がタイの公序良俗に反しないものであれば、それは説得的な証拠とすることができる。

11.3 タイにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがありますか。

タイにおける裁判外手続としては、1987年仲裁法と置き換えられた仏暦2545年(2002年)仲裁法に基づく仲裁が認められている。タイの仲裁法は、概して国連の国際商取引法委員会(UNCITRAL)が作成した国際商事仲裁モデル法に従っている。仲裁条項は、商事契約、特に国際取引及び建設契約において次第に一般化してきている。

タイ裁判所は、しばしば裁判所監督の下で調停を実施する。民事訴訟法は、全当事者又は特定の当事者が在廷している場合には、その弁護士の同席の有無を問わず、裁判所が非公開の調停を実施することを明示的に認めている。さらに裁判所には、調停を支援する調停人として、当事者から独立した者を任命する権限も与えられている。裁判所は、可能であれば当事者に調停を勧めるが、かかる調停は強制的なものではない。

なお、タイの紛争当事者は、ほとんどの場合私的な交渉を通じて和解している。

11.4 仲裁判断は、タイではどのようにして執行されますか。

外国で言い渡された仲裁判断がタイを当事者とする条約、協定又は国際合意に服する限り、タイで言い渡された仲裁判断の執行と外国で言い渡された仲裁判断の執行との間に差異は無い。ニューヨーク条約及びジュネーブ議定書の加盟国で言い渡された仲裁判断については、両条約の加盟国であるタイにおいて承認及び執行されることになる。したがって、通常、外国判決は執行されなくても、外国の仲裁判断は執行されることになる。

仲裁判断の取消しを求める申立書は、当該判断を受領した日から90日以内に、裁判所に提出しなければならない。国際商事仲裁モデル法の下では、仲裁判断は当該判断が出された国においてのみ取り消すことができることとされており、仲裁判断が取り消されると、当該仲裁判断は世界中で法的強制力を有しないこととなる。

一方当事者がタイにおいて仲裁判断に従うことを拒否した場合には、その執行を命じる裁判所の判断が得られた後でなければ当該仲裁判断を執行することはできない。仲裁判断の強制執行を求める申立書は、当該仲裁判断の執行が可能となった日から3年以内に裁判所に提出しなければならない。裁判所において執行してはならないとの判断が示されると、当該仲裁判断はタイ国内では法的強制力を有しないこととなる。

11.5 タイの裁判所において仲裁判断を争うには、どのような根拠がありますか。

仲裁判断の取消し又は執行不能の根拠は類似している。すなわち、仲裁法 40 条及び 43 条は、仲裁判断又はその執行に異議を唱える当事者が以下の事由が存することを証明した場合には、裁判所は当該仲裁判断を取り消し、又はその執行を許可しないことができると規定している。

- ・ 仲裁契約の当事者のいずれかが、当該当事者に適用される法律上、行為能力の無い者であること。
- ・ 仲裁契約が、当事者が合意した国の法律に基づき、又はそのような合意が無い場合には仲裁判断が出された国の法律に基づき、拘束力を有しないこと。
- ・ 仲裁判断の取消しを申し立てた当事者が、仲裁人の選任若しくは仲裁手続につき事前に正式な通知を受けていない、又はその他の理由により仲裁手続において主張立証ができなかったこと。
- ・ 仲裁判断が仲裁契約の範囲外の紛争を扱っているか、又は仲裁契約の範囲外の判断を含んでいること。ただし、仲裁契約の範囲外の仲裁判断が、範囲内の仲裁判断と区別できる場合には、裁判所は、仲裁契約又は仲裁条項の範囲外の部分についてのみ除外し、又は執行しないことができる。
- ・ 仲裁裁判所の構成若しくは仲裁手続が当事者の合意に従っていないか、又は当事者が別段の合意をしていない場合には仲裁判断が出された国の法律に従っていないこと。
- ・ 仲裁判断が未だ拘束力を有しないこと、又は管轄裁判所の判断若しくは仲裁判断がなされた国の法律により取り消され、若しくは停止されていること。なお、管轄裁判所に対して仲裁判断の取消し又は停止が求められている場合を除き、裁判所が適切であると判断した場合には、当該事案における尋問を一時休止することができる。また、裁判所は、申立当事者から請求があった場合には、執行を求める者に適切な担保を提供するよう命じることができる。

裁判所は、(独自に)以下の事実を発見した場合にも、仲裁判断を取り消し、又は執行を拒絶することができる。

- (1) 仲裁判断が、法律上仲裁による解決ができない紛争を含むものであること、又は
- (2) 仲裁判断の承認又は執行が公序良俗に反すると認められること

以 上

(2010年9月16日現作成)
(2012年1月10日現改定)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。